

上尾市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 3 2 号

上尾市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する
規則

上尾市消防職員被服等の給与及び貸与に関する規則（昭和 6 1 年上尾市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「消防手帳 白手袋」を「白手袋」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。